

改正 2016年4月1日
2020年4月1日

2018年10月24日

1 ガイドラインの目的

ソーシャル・メディアを有効に活用することで、情報を効果的に伝えられるだけでなく、情報交換ができるため、相互関係の構築が可能となります。

しかし、発信した情報が発信者の意図しない問題を引き起こし、社会に多大な影響を与えたり、発信者自身が多大な影響を被ることもあります。

このため、ソーシャル・メディアの利用に当たっては、利用者一人ひとりがその特性及び自らが負うべき責任を正しく理解する必要があります。

中京大学では、学生がソーシャル・メディアを適切に利用し、効果的かつ安全に活用するための考え方及び留意点をまとめたガイドラインを策定しました。

2 定義

このガイドラインにおいて、「ソーシャル・メディア」とは、ブログ、SNS、動画共有サイト、メッセージングアプリ等に代表されるインターネット上で利用者が情報を発信することにより形成されるメディアのことをいいます。

3 ガイドラインの対象

このガイドラインは、大学院学生、大学院科目等履修生、大学院研究生、大学院特別研究学生、学部学生、科目等履修生、研究生等本学で就学する全ての学生を対象とします。

4 注意事項

ソーシャル・メディアの利用に当たっては、以下のことを十分自覚した上で、本学の一員として責任あるコミュニケーション活動を行ってください。

(1) 法令遵守

日本国の法令を遵守し、基本的人権及び知的財産権（肖像権、著作権、商標権等）に関して十分留意してください。

特に、人の肖像写真等については、著作権とは別に被写体となった人に基づく人格権が認められる場合があるため、知的財産権のみならず、こうした人格権にも配慮してください。

(2) 諸外国の法令・国際法遵守

留学や旅行等国外においても、自らが置かれた状況に応じて、諸外国の法令・国際法を遵守してください。

(3) 人権の尊重

一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え方、生き方をお互いに認め合うことをソーシャル・メディア利用の原点に置いてください。

(4) 正確な情報

発信する前に、その発信の内容に虚偽がないことを確かめてください。意図的に虚偽や不確かな情報を伝達することは、自身と中京大学の名誉と信頼を損なうことになることを理解してください。

(5) 本学の一員である自覚

中京大学の一員であることを明らかにした上で、単に個人としてだけでなく、社会全体から本学を代表したイメージで受け取られることを十分に自覚し、本学の一員として恥じない行動に努めてください。

(6) 自分自身のプライバシー保護

利用するサービスの内容を吟味し、個人情報登録・公開する際には十分に注意を払ってください。ソーシャル・メディアを利用した情報発信では、情報を削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、将来にわたり個人情報として利用されるおそれもあります。個人情報以外にも、行動履歴等から個人を特定される事例があるため、十分留意してください。また、就職活動において、雇用主が雇用希望者をWeb で検索することが増えてきていることを自覚し、ソーシャ

ル・メディアを利用して情報発信したことが、将来、自身を困らせることがないよう、十分留意してください。

(7) 情報発信に際しての遵守事項

次のような内容を発信してはいけません。

- ① 誹謗中傷、名誉毀損、嫌がらせ、脅迫に該当する内容
- ② 他人のプライバシーに関する内容
- ③ 公序良俗に反する内容
- ④ 人種、民族、言語、政治、宗教、身体、病気、性、思想、信条に関する差別的な内容
- ⑤ その他、教育・研究目的を逸脱した商業的行為を目的とする内容

(8) 守秘義務・機密情報の取扱

学内で知り得た守秘義務のある情報を発信してはいけません。

(9) 個人情報の取扱

学内で知りえた守秘義務のある情報を公的に発言してはいけません。

5 本学の対応

発信した内容がふさわしくないと大学が判断したときは、大学はその品位を守り、社会的責任を果たす目的でそれを調査し、懲戒の対象とする場合があります。

6 問合せ先

学生のソーシャル・メディア利用に関しては、学生支援課まで問い合わせください。